



島根県報

平成23年4月26日（火）

号外 第 111 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

（農 業 経 営 課） 2

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

（雇 用 政 策 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

- (1) 校長は、特に必要があると認めるときは、学年の途中においても入学を許可することができることとした。（第6条関係）
- (2) 入学検定の実施期日、試験科目等は、特別の事情があると認められる場合においては、あらかじめ公告することを要しないこととした。（第8条関係）
- (3) 寄宿舎使用料の全額を免除することができることとした。（第20条・様式第9号・様式第10号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

- (1) 寄宿舎使用料の全額を免除することができることとした。（第13条・様式第9号・様式第10号関係）
- (2) 校長は、特に必要があると認めるときは、訓練期間を短縮することができることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、学年の途中においても入学を許可することができる。

第8条第4項中「事項は」の次に「、特別の事情があると認められる場合を除き」を加える。

第20条の表中

「

寄宿舎使用料	半 額 免 除	条例の定めるところにより納入すべき額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
	4 分 の 1 免 除	条例の定めるところにより納入すべき額の4分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

を

「

寄宿舎使用料	全 額 免 除	条例の定めるところにより納入すべき額に相当する額
	半 額 免 除	条例の定めるところにより納入すべき額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

に

	4 分の 1 免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 4 分の 1 に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
--	-----------	---

改める。

様式第 9 号及び様式第10号中

寄 宿 舎 使 用 料	半 額 免 除	円	年 月 日 から	円	を
	4 分 の 1 免 除		年 月 日 まで		

寄 宿 舎 使 用 料	全 額 免 除	円	年 月 日 から	円	に
	半 額 免 除		年 月 日 まで		
	4 分 の 1 免 除				

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

寄 宿 舎 使 用 料	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 2 分の 1 に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	を
	4 分の 1 免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 4 分の 1 に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

寄 宿 舎 使 用 料	全額免除	条例の定めるところにより納入すべき額に相当する額	に
	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 2 分の 1 に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	
	4 分の 1 免除	条例の定めるところにより納入すべき額の 4 分の 1 に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 校長は、特に必要があると認めるときは、訓練期間を短縮することができる。

様式第9号中「第17条」を「第16条」に、

「

寄宿舎使用料	半額免除	円	年 月 日から	円
	4分の1免除		年 月 日まで	

を

」

「

寄宿舎使用料	全額免除	円	年 月 日から	円
	半額免除		年 月 日まで	
	4分の1免除			

に

」

改める。

様式第10号中「第18条第2項」を「第17条第2項」に、

「

寄宿舎使用料	半額免除	円	年 月 日から	円
	4分の1免除		年 月 日まで	

を

」

「

寄宿舎使用料	全額免除	円	年 月 日から	円
	半額免除		年 月 日まで	
	4分の1免除			

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。